

斑鳩町週休2日試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業において建設工事従業者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善が求められていることから、建設現場における週休2日の確保にむけて現状の課題を把握するために試行する週休2日試行工事（以下「試行工事」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 試行工事の対象は、斑鳩町（以下「町」という。）が発注する土木工事であって、入札書類に試行工事の対象である旨を明記した工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 緊急対応工事
- (3) 維持等の総価契約及び供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- (4) 工期が1か月未満の工事
- (5) 検査員検査の対象とならない工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が試行工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 4週8休以上の現場閉所 次の計算式により得た現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

$$\text{現場閉所率} = (\text{現場閉所を行った日数 (日)} \div \text{対象期間 (日)}) \times 100$$

- (3) 4週単位の週休2日 対象期間を4週単位の区切り、次の計算式により得た各単位の4週閉所率（4週単位での現場閉所日数の割合）において28.5%以上の水準に達する単位数が全体数の80%以上の水準に達すると認められる状態を

いう。

$$4 \text{ 週閉所率} = (\text{現場閉所を行った日数 (日)} \div 28 \text{ 日}) \times 100$$

- (4) 休日 現場閉所を行う日をいう。なお、休日は土曜日、日曜日となるように努めるものとするが、悪天候や作業工程等の理由により平日が現場閉所となった場合は、現場閉所となった日の翌日から起算して4週間以内の休日と振り替えることを可能とする。
- (5) 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）をいう。なお、工場製作のみ実施している期間及び工事全体が一時中止している期間のほか、町が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- (6) 現場閉所 巡回パトロール及び保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合又は現場事務所を現地に設けず、本社、支社及び営業所などの請負人の管理施設（以下「本社等」という。）が現場事務所機能を有する場合に、本社等において当該工事に関する作業を行う場合は現場閉所とはならない。
- (7) 工事着手日 工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等の実際の工事のための作業）に着手する日をいう。
- (8) 完成通知日 工事完成通知書の提出日をいう。

（対象工事である旨等の明示）

第4条 町は、試行工事を発注するにあたり、入札書類に週休2日試行の対象工事である旨を記載するとともに、現場閉所の達成状況に応じて設計変更の対象となる旨を記載するものとする。（別紙1参照）

- 2 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする期間を決定することができる。
- 3 やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、週休2日対象期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施内容)

第5条 試行工事の対象工事の受注者は、工事着手日までに、週休2日の実施の可否を工事打合せ簿（別紙2）により町と協議する。

2 週休2日を実施する場合は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 受注者は、工事打合せ簿（別紙2）の提出と併せて週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について町と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書（別紙3）（4週単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の4週は工事着手日までに、それ以降は翌4週の作業開始前までに監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

(3) 受注者は、前号で定めた計画書に対する休日取得実績書（別紙4）（以下「実績書」という。）を計画対象4週の翌週に速やかに町に提出し、確認を受けるものとする。

(4) 受注者は、工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に週休2日試行の対象工事である旨を明示するものとする。（別紙5参照）

(5) 受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

① 工事現場において試行工事である旨を明示したことがわかる写真等

② 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（工事日誌等）

(費用の計上)

第6条 町は、週休2日試行の対象工事において、受注者が前条に基づき週休2日の実施を選択し、実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて別紙1の別表1及び別表2に掲げる経費等にそれぞれ補正係数を乗じて積算した額に契約変更を行う。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかった場合は、補正の対象としない。

2 町は、週休2日試行工事の対象工事であって議会の議決が必要となる工事について、別紙1の別表1及び別表2（以下「別表」という。）に掲げる4週8休以上相当の補正係数を当初設計に計上し、受注者が第5条第1項に基づき週休2日の実施を選択し、実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所に応

じて別表に掲げる補正係数に変更し減額変更を行う。

(工事成績評定)

第7条 町は、試行工事において、受注者が第5条に基づき週休2日の実施を選択し、4週8休以上の現場閉所を実施した工事のうち、4週単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、4週単位の週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わない。

2 対象期間が4週に満たない場合であっても、1単位とみなし、本要領の規定を適用するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、試行工事に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1（第4条、第6条関係）

週休2日工事の試行について

- (1) 本工事は、受注者希望型の週休2日試行工事（以下「試行工事」という。）である。実施については、斑鳩町週休2日試行工事实施要領（以下「要領」という。）により行うものとする。
- (2) 町は、週休2日試行の対象工事において、受注者が要領第5条に基づき週休2日の実施を選択し、実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて別表1及び別表2に掲げる経費等にそれぞれ補正係数を乗じて積算した額に契約額を変更する。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかった場合は、補正の対象としない。
- (3) 町は、週休2日試行工事の対象工事であって議会の議決が必要となる工事について、別表1及び別表2に掲げる4週8休以上相当の補正係数を当初設計に計上し、受注者が要領第5条に基づき週休2日の実施を選択し、実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所に応じて別表1及び別表2に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

別表1

	補正係数			
	現場閉所率 28.5%以上(4週 8休以上相当)	現場閉所率 25%以上 28.5% 未満(4週7休以 上 8休未満相 当)	現場閉所率 21.4%以上 25% 未満(4週6休 以上 7休未満相 当)	現場閉所率 21.4%未満(4週 6休未満相当)
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない見積単価については、補正の対象としない。

別表 2

名称	区分	補正係数			
		現場閉所率 28.5%以上(4 週 8 休以上相 当)	現場閉所率 25 % 以 上 28.5%未満(4 週 7 休以上 8 休未満相当)	現場閉所率 21.4 % 以 上 25%未満(4 週 6休以上7休未 満相当)	現場閉所率 21.4%未満(4 週 6 休未満相 当)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01	1.00
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01	1.00
インターロッキング ブロック工	設置	1.02	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(ガ ードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(ガ ードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(横 断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(落 石防止柵)		1.02	1.01	1.00	1.00
防護柵設置工(落 石防止網)		1.03	1.02	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.03	1.01	1.00
	移設	1.04	1.03	1.01	1.00
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01	1.00
法面工		1.02	1.01	1.00	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロッ クボルト工)		1.03	1.02	1.01	1.00
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01	1.00
	剪定	1.05	1.03	1.01	1.00
公園植栽工		1.05	1.03	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装 置設置工		1.02	1.01	1.00	1.00

橋梁用埋設型伸縮 継手装置設置工		1.04	1.02	1.01	1.00
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	1.00
コンクリート表面 処理工（ウォータ ージェット工）		1.01	1.01	1.00	1.00

※補正式 週休2日補正後の市場単価＝市場単価×週休2日の補正係数

（４）町は、試行工事において、受注者が週休2日の実施を選択し、4週単位の週休2日を実施した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、4週単位の週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わない。

別紙2（第5条関係）

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工事名			
内容 <input type="checkbox"/> 週休2日を実施する場合 当該工事においては、斑鳩町週休2日試行工事実施要領に基づき、週休2日を実施しますので、週休2日を考慮した工程表について、別紙のとおり協議します。 <input type="checkbox"/> 週休2日を実施しない場合 当該工事においては、斑鳩町週休2日試行工事実施要領に基づく、週休2日を実施しません。			
添付図 葉、その他添付図面			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 年 月 日	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 年 月 日	

※該当する□に✓をする。

工事担当課				請負業者	
総括 監督員	主任 監督員	一般 監督員	一般 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

ご迷惑をおかけします

斑鳩町

週休2日試行工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休2日を試行しております。

年 月 日まで

時間帯 : ~ :

工事名

発注者

電話

施工者

電話